

## 山形県高等学校体育連盟専門部規程

本連盟規約第 29 条により専門部の規程を次のとおり定める。

第 1 条 各専門部は当該競技の専門事項について企画運営する。

第 2 条 専門部に次の役員を置く。

部長 1 名 副部長若干名 委員長 1 名 地区代表委員若干名 委員若干名  
必要に応じて他の役員を置くことができる。

第 3 条 副部長は各地区部長をもってあてる。副部長は部長を補佐する。

第 4 条 委員長は地区代表委員より互選し、部長が委嘱する。委員長は専門部の運営にあたるるとともに、高体連規約第 15 条の専門部代表理事の任にあたる。

第 5 条 地区代表委員は原則として各地区委員から 1 名ずつ選出する。地区代表委員は委員長を補佐し会務を掌る。

第 6 条 委員は各校当該部顧問をもってあてる。

第 7 条 役員任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

第 8 条 本規約以外の事項は、各専門部で定める。

附 則

平成 3 年 4 月 17 日改正施行

平成 9 年 2 月 20 日一部改正

### 専門部設置についての内規

- 1 条 件 原則として 2 校以上の学校で部（愛好会を除く）を設置していること。
- 2 申請手続 活動状況、規約（案）を添付のうえ、当該校校長から連署で申請する。
- 3 審査決定 理事会に諮り評議員会で決定する。

### 専門部の会議開催についての留意事項

専門部活動の運営にあたっては、諸会議を精選し、できるだけ授業に支障をきたさないようにするなど、スポーツの指導と学習指導との調和について十分配慮すること。

- 1 役員会（地区代表理事会）は、原則として年 1 回～2 回程度とすること。
- 2 県大会の準備会（抽選会等）は、主管地区の役員を中心に実施すること。